

議案第27号

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則を廃止する規則について

上記の議案を提出する。

2023年1月13日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、2023年4月1日に改正個人情報保護法が施行されることから、町田市個人情報保護条例を廃止することに伴い、廃止するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則を廃止したい。

なお、廃止の概要は、次のとおりです。

1 廃止理由

町田市個人情報保護条例の廃止に伴い、廃止するものです。

2 廃止期日

令和5年4月1日

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則を廃止する規則

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則（令和元年6月町田市教育委員会規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

○町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則

令和元年6月6日

教育委員会規則第3号

学校教育部教育総務課

町田市教育委員会を実施機関とする個人情報の保護に関する規則（平成元年9月町田市教育委員会規則第12号）の全部を改正する。

（個人情報保護の取扱い）

第1条 町田市教育委員会が管理する情報に係る町田市個人情報保護条例（平成元年3月町田市条例第5号。以下「条例」という。）の施行については、次条に定めるもののほか、町田市個人情報保護条例施行規則（平成元年9月町田市規則第41号）の例による。

（個人情報保護管理責任者）

第2条 条例第11条に規定する個人情報保護管理責任者は、町田市教育委員会事務局の組織等に関する規則（平成13年3月町田市教育委員会規則第2号）第6条第1項に規定する課長及び所長、同規則第22条第1項及び第2項に規定する教育機関の長並びに市立学校長をもって充てる。

附 則

この規則は、令和元年7月1日から施行する。